

声明譜における発音注記の「中音」について

浅田 健太朗

はじめに

声明譜には多くの注記や補助記号が使用される。それらは主に唱詠に関する様々なディテールを指示するものだが、中には言語と密接に関連した注記や補助記号も存在する。筆者は先に、声明譜において使用される「火」「半音」という補助記号を取り上げ、その機能や源流を論じた(浅田(一九九九)(二〇〇二))。本稿では「中音」という発音注記について、声明譜に観察される実態を主に日本語学的観点から検討し、その指示内容がどのようなものであったかを論じてみたい。

さて、声明譜に見られる「中音」について、金田(一九六一)は次のように言及している。

一行目の「道」の字のところに、「タトノ中音」という注記がある。これは、岩原師によると、ダともつかずドともつかず、その中間の音を出せという注記だと教えられて来たそうである。国語史でやかましい、

いわゆる開合の発音の指定である。ただし、岩原師の先生格であった人、真鍋戒善師は、そういう口伝を教えただけで、本人の口構えは、必ずしもそうなっていなかったそうである。この口構えは、今は亡びて口伝だけが残ったらしい。(金田(一九六一)、7頁)

また、奥村(一九七二)では、次のように「中音」に触れている。

前記才段長音に関する開合の説は、主として、例のロドリゲス文典の記述によるわけであるが、その他、下記の如きも、伝承音資料における開合の口伝として、注目される。たとえば、真言宗声明のテキスト『魚山私鈔(叢芥集)』諸本では、au出自の字音に限り、「方ハホノ中音」「当タトノ中音」の如き注記が存する。近世版の中には、「道タトノ中音、タト取付キテアノ響キテスベシ」という様な詳しい注記も、しばしば認められるのである。(中略)もつとも、岩原諦信師・金田元成師などによれば、

現在の真言宗声明の場合、「アとオの中間音」という口伝が伝わるのみで、その具体的な発音は、全く知る由がないと言う。また、さきの口伝の意味する所が、「o:/o:」の如き対立だったとしても、それが、いつ頃の音韻状態を伝えるかという事は、難しい問題である。(奥村(一九七二)、109頁)

これらの先行研究では、奥村の場合疑義をさし挟んでいるものの、この注記が才段長音のうち開音の音価推定の材料として扱われている。しかしながら近年開音の音価は「o:」と推定されることが多く、その場合「中音」をどのように解釈すべきかが問題となる。本稿ではこのような問題意識の下に、改めて広く声明譜を探索することによって「中音」注記の資料性を確認し、その上で「中音」による開音の音価推定を再考する。

なお、本稿では「中音」の他に、その略称としての「中」という記号も同時に取り上げる。ただし、声明譜に観察される次の「中」は除外する。

- ・返点の「中」
- ・階名としての「中」(注二)
- ・「アタル」の意の「中」(注三)
- ・「中曲」とその略称としての「中」(注三)
- ・専門用語ではない「中」(例えば「仮名ノ中程三」などという場合の注記に見られるものや、「初(上)

段「下段」に対する「中段」の略(注四)など)

一 声明譜における「中音」「中」

声明譜において、「中音」およびその略称としての「中」には様々な種類が見られる。この注記に係り、蒲生(一九九二)は声明も含めた日本伝統音楽における「中」の概念について論じている。それによれば、伝統音楽において使用される「中」には次のようなものが見られると言う。

- 一 鼎立関係にある「中」
 - 1 大中小—中曲—
 - 2 上中下—中・中音—
 - 3 平中大—中ノリ—
- 二 ひとり歩きた「中」—中音—
- 三 半ば、不完全の意味の「中」
- 四 そのほかの「中」

このうち声明に関連するものについては、「一 鼎立関係にある「中」」の「2上中下—中・中音—」で上曲(呂)・下曲(律)に対する「中」(注五)が、「二 ひとり歩きた「中」」で講式において使用される「中音」が論じられている。本稿ではこれを参考に、声明譜に現れる「中」を次のように分類する。

A 範列関係にある「中音」「中」

A-1 曲節名としての「中音」「中」…講式などにおける曲節の一

A-2 拍子名としての「中音」…拍子の種類の一

A-3 音域名としての「中」「中音」…音域の一

B 範列関係のない「中音」「中」

B-1 発音注記としての「中音」「中」

右の分類において、Aは同種の記号群の中の一つに位置づけられるもの、Bはそのような関係にある他の記号がないものである。この分類に基づき、管見に及んだ声明譜187点（声明集52点、讚46点、漢語声明譜31点、伽陀24点、講式・讚嘆・祭文・教化34点）について調査を実施した。その結果、25点の資料に「中音」「中」が見出された。以下、項目ごとに説明を施すが、それぞれの指示内容を詳しく追究することは控え、概略のみ記す。

A-1 曲節名としての「中音」「中」

…講式などにおける曲節の一

既によく知られるように、講式においては「初重」「二重」「下音」「沓」などともに、曲節を指示する記号として「中音」が用いられる。この「中音」は本文の脇に配置され、講式の詞章のある部分について曲節を指定す

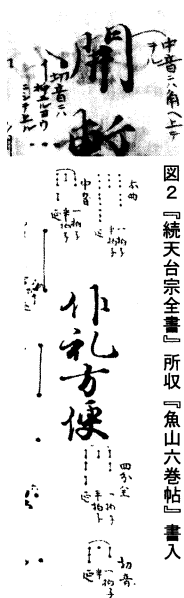
る。講式の他、表白での使用例が上野学園大学日本音楽史研究所蔵『修正大導師作法』に見られる。調査資料中13点の資料で使用^(注6)。調査資料中では、室町時代中期以降の譜本で見られる。

A-2 拍子名としての「中音」…拍子の種類の一

ここに分類される「中音」は「本曲」「四分全」「切音」といった用語群の一つとして使用される。例えば、江戸時代後期の刊と推定される天台宗系統の声明譜『魚山六巻帖』（私蔵）を見ると、九方便の「開」という字の左側に「中音ニ八角へ上テラル」、右側に「切音ニハ抑ユルヨウニシテ上ル」とあり（図1）、「中音」の場合と「切音」の場合とで旋律を異にすることが示されている。この「中音」「切音」は拍子に関する用語であり、「魚山六巻帖」（文化十三年（二八一六）刊、天台宗典編纂所『續天台宗全書 法儀1 聲明表白類聚』（春秋社、一九九六）所収）の九方便にも見られる。図2（注7）に見られる朱書入（実光院静洞（一八五八—一九二二）によ

図1 私蔵『魚山六巻帖』書入

図2 『続天台宗全書』所収『魚山六巻帖』書入



るもの)では、九方便の冒頭で、「本曲」「四分全」「切音」とともに「中音」を挙げており、それぞれの拍子が解説されている。また真言宗の印刷声明集である『魚山蠶芥集』(魚山私鈔)にも、同種の「中音」の書入かと思えるものがある。調査資料中4点の資料で使用(注1)。調査資料では、江戸時代中期以降の声明譜に見られる。

A-3 音域名としての「中」「中音」…音域の一

ここに分類したものは相応院流の譜に見えるものだが、内容のよく分からないものが多い。まず仁和寺蔵『理趣経』(鎌倉時代中期刊、真言宗)の弘長四年(一二六四)年書入に、「中」が「上」「下」とともに多く見られる。これらは共に書入られている節博士の脇に付されており、形式としては注一で触れた階名としての「中」に近いが、「上」「中」「下」だけで構成されているところが異なる。この「上」「中」「下」の選択と、節博士の形とは関連性があるようで、例えば「中」と付されている節博士は同じ形をしているものが多い。また節博士の出発点(出発点)との関連性もあるようであるが、例外も多く見られる。

次に仁和寺蔵『法則集』(応安六年〜七年(一一三三〜一一三四)写、真言宗)の「五悔」曲中の「金」字にも「中音也」という注記が付されている。ちなみに同書「九方便」曲中の「方」字には「上音」という注記が為され、あるいは同類の記号かとも考えられる。

また明徳五年(一二九四)写の東寺観智院蔵『法則集上下』(第六七函二号、真言宗)にも、「上」「下」とともに「中」が使用されている。この資料でも「九方便」において「上」「下」「中」のどれが選ばれるかは、節博士、すなわち音高と関連していると思われる。

これらの「中音」「中」の詳細は不明ながらも、節博士との関連が見られるところから、音高と密接に関係した内容を有していると考えられるので、ここでは仮に音域を示すものと見ておく。調査資料中、右記3点の資料で使用。鎌倉時代中期から室町時代初期の真言宗相応院流の系統にある声明譜に見られる。

B-1 発音注記としての「中音」「中」

これまで見てきた「中音」は複数の選択肢の中から、その一を選ぶという特徴を持つ注記であった。しかしながら声明譜に見られる「中音」の中には、範例的な関係にある他の用語が存在しないものも見られる。この種類の注記の特徴は、例えば「タトノ中音」というように「○○ノ中音」という形を取ること、一点の例外を除いて真言宗南山進流の声明集である『魚山蠶芥集』(注2)だけに現われること、節博士や詞章の一部でなく漢字一字に対して付されることである。調査資料中7点の資料で使用されるが、詳細は次節に譲る。室町時代後期以降の真言宗南山進流の系統にある声明譜に見える。

以上、調査の結果をまとめると、表1のようになる。^{注10)}

表1からは概ね次のことが読み取れよう。「中音」という用語には様々な種類があり、その使用が真言宗・天台宗に亘っているというだけでなく、それぞれの種類の「中音」が使用される時期も多様であるという特徴を持っている。この点、浅田(二〇〇二)で考察した「半音」が真言宗でのみ使用され、少なくとも声明譜における指示内容が固定的であったことと対照的である。次節以降、「B-1 発音注記」としての「中音」「中」に焦点を絞り、詳細に検討していく。

表1 「中音」の使用範囲

	鎌倉	南北朝	室町	江戸	近代以降	宗派
A-1 曲節名			◆	◆		真言・天台
A-2 拍子名				◆		真言・天台
A-3 音域名	◆		◆			真言
B-1 発音注記			◆		◆	真言

二 『魚山薑芥集』諸本における「中音」の異同

『魚山薑芥集』に見える発音注記としての「中音」の指示内容について考える前に、まず『魚山薑芥集』諸本における異同を確認する。

『魚山薑芥集』は真言宗南山進流で現在も使用される

声明曲を類聚した譜集であり、江戸時代に盛んに刊行された。中川(一九六五)によって、この書の概略に簡単に触れておく。まず、現在所在不明となった金剛佛寺旧蔵の一本に、「文保二年八月一日 普一」という本奥書が見られるが、この本は後世の本のように詳細な注などが付されておらず、ほとんど節博士のみで構成されていたと言う。詳細な注が付される形式のものは、長恵(一四五八―一五二四)によって編まれた本に始まる。長恵は明応五年(一四九六)に二巻本の『魚山薑芥集』を(高野山桜池院蔵秀円書写本の本奥書による)、さらに永正十一年・十四年(二五一四・一五一七)に三巻本を『魚山私鈔(内題)』と題して編んでいる(後述朝意の本の本奥書による)。長恵の永正再治本の方は、長恵の孫弟である木食順良房朝意(一五一八―一五九九)が永祿十二年(一五六九)に書写、補訂した(なお、朝意は度々永正再治本を書写している)。長恵の永正再治本の転写と見られる本は他にも、天文四年写の高野山大学図書館蔵本がある。さらに、朝意書写本を原本として、江戸時代正保三年(一六四六)に開版されたものが初めての刊行であり、以降様々な改訂が為されているものの、基本的には正保版に従っている。よって『魚山薑芥集』諸本は、概略次のような系譜関係にあると捉えられる。

徴があること、後述するように朝意本を直接参照した正保版と重なる部分が多いことから、十六世紀末頃に朝意本を転写したものと考えておく。

次に刊本に関しては『密教大辞典』（法蔵館、一九七〇）の「魚山叢芥集」の項と中川（一九六五）を参考に若干の説明を加える。先に説明した室町時代の写本の書誌とともに示す。

A 学習院大学本

奥書なし。法用、供養法の部分（三巻本における上巻と、中巻のうち理趣経を除いた部分）のみ現存。学習院大学日本語日本文学研究室蔵。十六世紀中頃に長恵永正本を書写したものと推定される。

B 国会図書館本

奥書なし。讚の部分（三巻本における下巻）のみ現存。国立国会図書館蔵。十六世紀末頃に朝意本を転写したものと推定される。

C 正保版

正保三年（一六四六）三月刊。朝意本を原本にして開板されたもの。刊行以来、後の諸刊本の原型となる。国会図書館蔵本による。

D 正徳版

正徳元年（一七一二）十二月刊。智山上座の尊弁房鏡寛が貞享版を底本に改訂したもの。島根大学蔵本による。

E 寛保版

寛保三年（一七四三）七月刊。正保版を底本とし、長恵の本と伝承の古記によって校訂を重ねたもの。島根大学蔵本による。

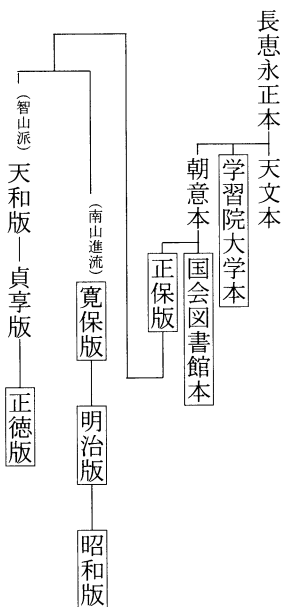
F 明治版

『南山進流明治改正魚山叢芥集』。明治二十五年（一八九二）四月刊。葦原寂照が寛保版を底本に改訂刊行したもの。島根大学蔵本による。

G 昭和版

『南山進流声明類聚付伽陀』。昭和五年（一九三〇）九月刊。宮野宥智が葦原寂照の明治改訂版を底本に補訂したもの。私蔵本による。

以上の譜本の関係は次の通りになる（本稿で使用するものを四角で囲む）。



さて、諸本における「〇〇ノ中音」の出現状況を表3に示す(表中の「〇」は注記のあること、「△」は変更のあるもの(注二)、空欄は注記のないことを示す。また該当部分が収録されていない場合は「欠」とする。出現順に掲載)。これによれば、ほぼ全ての用例が「△ア列音」《オ列音》の中音」という型を持っていることが分かる。ただし、一例のみ、これに当てはまらない例(ウヲの中音)がある。

まず、この中で室町時代の写本と見られる国会図書館本と学習院大学本を、刊本中刊行がもつとも古い正

表3 魚山疊芥集諸本における「中音」出現状況

漢字	注記	曲名(漢字音の種類)	A 学習院大学本	B 国会図書館本	C 正保版	D 正徳版	E 寛保版	F 明治版	G 昭和版
當	タトノ中音	三礼(吳音)	〇	欠					
道	タトノ中音	散華(吳音)	〇	欠	〇	〇	〇	〇	
道	タトノ中音	散華(吳音)	〇	欠	〇	〇	〇	〇	〇
王	ヲヲノ中音	散華(吳音)	〇	欠					〇
方	ハホノ中音	梵音(吳音)	〇	欠	〇	〇	〇	〇	〇
當	タトノ中音	三條錫杖(吳音)		欠	〇	〇	〇	〇	〇
放	ハホノ中音	九條錫杖(吳音)		欠	〇	〇	〇	〇	〇
魁	マモノ中音	九條錫杖(吳音)		欠	〇	〇	〇	〇	〇
方	ハホノ中音	對揚(吳音)	〇	欠	〇	〇	〇	〇	〇
當	タトノ中音	對揚(吳音)		欠	〇	〇	〇	〇	〇
法	ハホノ中音	對揚(吳音)		欠	〇	〇	〇	〇	〇
王	ヲヲノ中音	對揚(吳音)	〇	欠				〇	〇

保版と比較してみる。先述の通り、国会図書館本は讚の部分(三巻本における下巻)のみ、学習院大学本は法用と供養法の部分(三巻本における上巻と、中巻のうち理趣経を除いた部分)のみが現存している。存する部分について見てみると、国会図書館本は正保版との異同がほとんどなく、逆に学習院大学本は正保版と異なる部分が多い。よって「中音」注記の異同から見ても、国会図書館本は正保版が直接参照した朝意本と近い関係にあり、学習院大学本は相対的に朝意本との関係性が薄いことが確認される。

* 臆断により判断不能。「ハホノ」か。

漢字	注記	曲名(漢字音の種類)	A 学習院大学本	B 国会図書館本	C 正保版	D 正徳版	E 寛保版	F 明治版	G 昭和版
道	タトノ中音	五悔(新漢音)		欠			○	○	○
幢	タトノ中音	五悔(新漢音)	○	欠					
方	□□□*中音	勸請(呉音)	○	欠					
方	ハホノ中音	九方便(新漢音)		欠				○	
巧	カコノ中音	九方便(新漢音)	○	欠					
方	ハホノ中音	九方便(新漢音)	○	欠					
幢	タトノ中音	九方便(新漢音)		欠				○	○
相	サソノ中音	理趣經(呉音)	欠	欠				○	○
教	カコノ中音	理趣經(漢音)	欠	欠					
教	ココノ中音	理趣經(漢音)	欠	欠					
當	タトノ中音	理趣經(漢音)	欠	欠				○	
當	タトノ中音	廻向(呉音)	欠	欠					
南	ナノノ中音	礼懺文(梵語音)	欠	欠					
唵	ウヲノ中音	四智梵語(梵語音)	欠	○				○	○
囊	ナノノ中音	四智梵語(梵語音)	欠	○				○	○
王	ヲヲノ中音	心略漢語(新漢音)	欠	○				○	○
法	ハホノ中音	文殊讚(新漢音)	欠	○				○	○
王	ワヲノ中音	文殊讚(新漢音)	欠	○				○	○
莊	サソノ中音	吉慶漢語(新漢音)	欠	○				○	○
當	タトノ中音	吉慶漢語(新漢音)	欠	○				○	○
囊	ナノノ中音	吉慶梵語(梵語音)	欠	○				○	○
答	タトノ中音	阿弥陀讚(梵語音)	欠	○				○	○

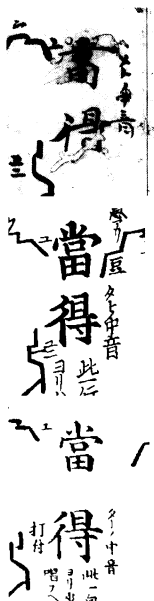
次に学習院大学本と正保版との異同関係を詳しく見ると、学習院大学本にのみ見られる「中音」が6箇所、正保版にのみ見られる「中音」が7箇所、両本に共通する「中音」が6箇所である。すなわち、一方的に増加していたり、減少していたりというのではなく、共通部分、正保版にのみある部分、学習院大学本にのみある部分の三者が拮抗しているという状況で、後世の版本の固定的な有り様とは差がある。

国会図書館本と正保版とがほぼ完全に一致することから、正保版は朝意本を忠実に開板したことが窺われるので、「中音」についても正保版と朝意本とは様相を一にしていたと考えられよう。よって学習院大学本と正保版の差は、学習院大学本と朝意本との差とも捉えることができる。学習院大学本と朝意本とは同じ長恵の永正再治本を転写したものであるので、兄弟関係にある両本に「中音」注記が見られることは、長恵も「中音」を使っていたことの証左となる(注二)。また学習院大学本と朝意本とを比べたとき、「中音」の付される部分に差があるということは、学習院大学本の書写時か、朝意の書写時か、あるいは双方かにおいて、「中音」に関する改編が行われたことになる。よって長恵の永正再治本が書写された十六世紀中頃には、注記を付すべき字が固定的に定まっていたのではなく、かなり自由な裁量の下に「中音」が付されていたと考えることができる。

一方で、江戸時代に刊行された諸版本には大幅な改編が見られない。このことから、江戸時代に入ると「中音」注記は固定化し、同じ部分に付されることが原則となったと考えられる。ただし以上の推定は、さらに室町時代の写本を資料としてさらに綿密に論証し、跡付けしていく必要がある。

次に、表3の最後尾から3行目にある、「當」字への「タトノ中音」という注記に注目する。この注記は国会図書館本以下のどの本にも見られるものだが、図3上段の国会図書館本における「當」字との位置関係を見ると、「當」の中段に位置する部分から注記の先頭が開始されている。しかしながら正保版(図3中段)では右隣の行の節博士が長く、スペースの都合で「タトノ中音」は「當」の下の「得」字の傍にずらされている。この「タトノ中音」の配置に関しては、他の江戸期の版本のレイアウトも同様である。さらに明治版(図3下段)に至り、「タトノ中音」は「當」字の右傍にスペースが十分に確保できるにもかかわらず、下の「得」字の右傍に配置されている。これはスペース上やむを得ず下に移動させる

図3 タトノ中音(上から国会図書館本・正保版・明治版)



る必要があったという事情が理解されず、そのまま「得」の字の注記とされてしまったものと見ることができ。

この明治版における「中音」の位置は、明治版の頃には既に現在のように実唱時に無視され、「得」に対する注記であると誤解されていたことを示していると考えられる。さらに言えば、江戸期の正保版に続く版本でも注記の位置は少し工夫すれば本来の位置に戻せたはずである。そのような処理をせず正保版に従ったということは、相当早くにこの「タトノ中音」が付されている位置は誤解されて、「得」への注記と見做されていたのかもしれない。

また同じように伝承が正確に受け継がれなかった例としては、表3最後尾から七行目の心略漢語譜における「王」がある。この「王」字には国会図書館本で「ワノ中音」とされているが、正保版では恐らく「ヲ」を「ウ」に見間違えたのであろう。「ウワノ中音」となっている。正保版の段階では単なる開刻時の誤りとも考えられるが、この誤りは智山版の正徳版では修正されているものの、南山進流の寛保版では修正されずに残っている。この寛保版における「ウワノ中音」がどのように唱えられていたのかは知る術もないが、「[uwa]」のように唱えられていたとか、注記が無視されていたとか、様々な可能性を指摘できよう。ただ、少なくとも開音の発音に関する注記という意識は既に薄れていたは

ずである。

次に正徳版に目を移すと、正保版と正徳版では、正徳版の方が「中音」は二箇所少ない。これは智山に置き換えるときに修正したものかと考えられるが、正徳版の元となった貞享版、天和版を未見であるため明確なことは言えない。しかしながら、削除したのが正徳版、貞享版、天和版のいずれであつたにせよ、一部を残し、一部を削るという判断の元に編集を行ったと推定される。すなわち一方で先行の版本に従いつつも、実唱時に「中音」で唱詠しなくなった部分については譜面上の「中音」を削除するという改編がなされたと考えられる。

よつてこの頃の「中音」は、唱詠における使用場面が狭まりつつあり、それが譜にも現れていると捉えることができる。

このような正徳版の態度とは対照的に、寛保版は正保版を忠実に守っている。これは同じ南山進流の譜本であるということが関係していると考えられる。

ただし、その寛保版を元にした明治版については、「中音」に関して相当多くの手を入れている。この改編は、寛保版にあつた「中音」を削除しているものがほとんどで、その点では正徳版と共通する。なお不可解なのは、明治版の「対揚」曲において、正保版以下の江戸期の版本に見られない「王」字に対する「ワノ中音」が追加されていることである。この「中音」については、現時点では他の部分の「王」字に対する「ワノ中音」

からの類推によるものと解釈しておく。

このように、『魚山叢芥集』諸本の「中音」注記について異同を見ていくと、「中音」の使用例が十五世紀末から十六世紀初めの長恵まで遡れること、十六世紀中頃まではかなり自由に「中音」が付されていたが、以降は固定化していったことが確認される。ただし固定化した中においても、江戸時代に入ると徐々に整理されて数を減らしており、新たな部分に付されることは基本的にはない。これは実唱の上で「中音」で唱えられる部分が徐々に減っていき、それが順次譜に反映されていったということではないかと推定される。

なお付言すれば、梵語音に対する「中音」注記を見ると、基本的に異同が見られない。この点は漢字音に対する「中音」と比して特異であり、次節で改めて取り上げる。

三 「〇〇ノ中音」の指示内容

さて、前節では『魚山叢芥集』諸本における「〇〇ノ中音」という注記の異同を見ることによって、当初は比較的自由に付されていたがその後固定化したこと、江戸期から現代にかけて減少傾向にあることを観察した。それでは、この注記の内容とはどのようなものだったのだろうか。本節では、この「中音」がどのような指示内容を持っていたか、またそれがどのように変遷した

かを考察する。以下、漢字音（呉音・漢音・新漢音）の「中音」と梵語音の「中音」に分けて考察を行う。

まず漢字音の「中音」について、この『ア列音』『オ列音』ノ中音』は何のために注記されたのか。今その字音仮名遣いを確認すると、ほぼ全てが「㊦ウ」型^{注二三}である。例外としては呉音読の「法」に付された「ハホノ中音」がある。「法」の呉音は本来「ホフ」である（例えば『法華経音訓』^{注二四}）ので、開合の混乱とも見られる。しかしながら、他の「中音」が「㊦ウ」型のみ使用されており、開合が厳密に守られていることを考えると、むしろ呉音「ホフ」と漢音「ハフ」とが混乱した例、あるいは意味によって使い分ける字音の二種が混乱した例と捉える方が良いかと考える。

よって基本的に「㊦ウ」型の字音にのみ使用されることが観察されるのであり、冒頭に示した金田一（一九六一）の指摘通り、才段長音の開合に関わる注記と見とよさそうである。実際の発音については、素直に解釈すればアとオの中間の音、すなわち「ㄷ」を指示していると思われることができる。

ただし、先引奥村（一九七二）のように具体的な発音は分からないとする意見もある。それに関連して、表3の前から三行目、散華における「仏道」の「道」に注目する。この注記には、「タトノ中音」の他に、「タト取付テアノ響ニテスヘシ」（学習院大学本による。江戸期の三本には存在するが、明治以降の本には見えない）とい

う注が付されている。この注に関して、金田一（一九六一）は現在の実唱上の発音を論拠としながら「これは、ダと声を出しはじめて、アの声を引け、そうして最後にウと言え、という口伝である。つまり、これは[da:]と言えという指定である」と解釈する。

ところがこの「タト取付テ…」の注は、「タトノ中音」とともに現れているのであり、「[da:]」と考えると「タトの中音」と矛盾することになる。ところで声明譜ではしばしば旋律のどの部分に対する注であるかを明示するために、節博士の該当の部分と注とを線で繋ぐことが多い。この場合、「タト取付テ…」という注は線で節博士と繋がっていないので、音程の始まりの音についての説明ではなく、「道」全体に対する注と見做すのが自然である。また実際の注を見ると、ウがどこから始まるかは指定されていない。漢語声明では節博士は基本的に一字一音節に対して付される。重音節の場合、音節の韻尾部分が節博士のどの部分と対応しているかを、節博士の上に仮名を付すことよって示すことが多い。すなわち、節博士上に二字目の仮名（イ・ウ・キ・ク・チ・ツ・フ・ム・ン）が配置されることになる。この節博士付属仮名は、全ての重音節字に付されるわけではないが、『魚山薑芥集』に限って言うと、ほとんどの重音節字に付けられ、特に節博士が長い場合には高い確率で付される。しかしながら、学習院大学本を初めとして、正保版、寛保版の「道」には長い節博士が付されて

いるにも関わらず、「ウ」が付されておらず、ウが付けられるのは智山の正徳版や大分降った明治版、昭和版である。以上のことから、長恵の時代には、この「道」は「[da:]」のような母音連接あるいは変長音を指しているのではなく、「アノ響ニテ」一音節全体を発音するということを指示しているのではないかと考えられるのである。

ただしこの「アノ響」というのは、「[a:]」を指しているわけではないと思われる。まず、この注は「タトノ中音」と一つの纏まりをなしており、「タトノ中音」に関する補足説明と捉えられる。一方中世末の開音の音価については、橋本（一九二八）による「[a:]」という推定が通説となっているが、迫野（一九七五）や豊島（一九八四）などにおいて「[o:]」という音価が推定されている。日常言語において開音が「[o:]」で発音される状況においてこの「タトノ中音」という注がなされたとすれば、この注は「タトノ中音」の指示内容を分かりやすく説明するための補足として、「普段使われる「[o:]」ではなく、アのような響きで発音しなさい」という意味であると捉えられる。よってこの「タトノ中音」はやはり「[o:]」を指示したものと推定する。

なぜこのような注記を加える必要があったのか、という点については、謡曲における開合に関する記事が参考になる。すなわち、岩淵（一九四四）は『音曲玉淵集』が開合を明確に区別すべきことを力説している

ことについて、「当時一般口語の支持を受けないこの開合の区別は、実際問題として相当困難な事であったに違いない。さればこそ、玉淵集の著者自身も「惣して開合の事は逐一口伝ならては明し難し修練なくては叶ふまし」と述べているのである」(注一五)としている。同様に『魚山薑芥集』においても、「中音」注記によって当時失われた伝統的な声明の伝承を保持しようとして始められたと見ることができらる。

ただし、『音曲玉淵集』は一七二七年刊行であるので、『魚山薑芥集』とは二百年近い差があり、開合の区別を明示するためという目的については別に考える必要がある。大塚(一九八二)によれば、永祿―文祿(一五五八―一五九六)ごろには既に開合の混乱が進んでいたとされるが、字音直読によって唱える声明は、日本語のあらゆる位相においてもっとも保守的な層に位置すると考えられ、仮名遣いもまず誤りは見られない。また開合を区別するためであれば合音字にも何らかの注記が付されてしかるべきであり、「中音」という語を使わずとも「開」や「合」、「ひらく」「すぼる」などのより短い注記で済んだはずである。よってこの「〇〇ノ中音」は、開合の混乱する状況において開音で発音することを指示するために付されたものとは考えにくく、むしろ発音指定上の要請によって発明されたと考えるべきだろう。すなわち、十五世紀末から十六世紀初頭頃の日常言語の発音とは異なる、伝統的な発音で唱えること

を指示しているものと考えられ、具体的には先述の通り、日常言語が「○」であったのに対して、「〇〇ノ中音」はそれより以前に行われた発音「○」を示していると推定する(注一六)。

また、この「中音」注記は当時の伝統的発音を指定するために始められたものなので、それが発明された十五世紀末から十六世紀初頭頃には、特定の部分のみでなく「㊦ウ」型の字音すべてにおいて、「○」で唱詠されるべきであるという規範意識が存在したと考えられる。しかし実際は、全ての「㊦ウ」型の字音に「〇〇ノ中音」をつけるのは煩雑に過ぎるので、編者が折に触れて注記を付していた。字によって「中音」が付されるものと付されないものがあるのはそのような理由によるものと考えられる。また前節では、長恵永正本の一次転写と見られる譜本を比べてみると、「中音」が付される字に出入りがあることを示したが、このような現象も、「〇〇ノ中音」が厳密に伝承すべき事項というよりも「㊦ウ」型の字音全体に関する伝統的な発音を指示した注記と意識されており、どの字に付すかということが厳密に決められていなかったことから起こるものである。

しかしながら「〇〇ノ中音」が、開合が合一したものの江戸時代中期頃にはどのような意味を持っていたかは別に考えねばならない。寛保版は正保版の影響が強すぎるので、ここでは正徳版を材料に「〇〇ノ中音」の

指示内容を考えてみることにする。

正徳版の「㊦ウ」型の字音全体を眺めても、「ア列音」《オ列音》ノ中音」が付される割合はやはり微々たるものである。この「中音」注記のない「㊦ウ」型の字音がどのように唱えられていたのか判然としないが、例えば現代において実唱されているのを聞いてみると、「㊦ウ」型の字音は「㊦ウ」型の字音と区別されていないので、現在の唱詠は開合が合一して全ての才段長音が「o:」になった状態を反映していることになる。

現代声明における具体的な音価については、「o:」のように長音化して唱えられる場合と、「ou」のように割って唱えられる場合とに分かれている(注一七)。なぜ現在「㊦ウ」型の字音にいわゆる割り音[o:]が多く行われるのか、という点については、記譜法の影響が強いのではないかと推定する。先程述べたように、重音節字にはなるべく節博士付属仮名を付すというような規範意識がある程度あったものを推定される。よって「㊦ウ」型の字音の節博士には「ウ」が仮名遣いに従って付されており、実唱時にその節博士に沿ってそのまま唱えると、結果的に割り音になるということであろう。よって「ou」のような割り音は、一種の綴り字発音ということになる。

一方、前節で観察したところによれば、正徳版ではその編集において正保版の「中音」を一定の判断のもとに削除しており、その判断は実唱時の発音に基づいたも

のだと推定した。また同じ江戸時代中期の寛保版では、「ヲワノ中音」を「ウワの中音」と誤って開板した正保版をそのまま踏襲しており、「中音」が開音に関する注記であるという意識が薄れていることを指摘した。これらのことから、江戸時代中期においては、「中音」注記が現代声明のように全く有名無実化したということではないにして、「㊦ウ」型の字音全体に適用される発音注記というよりは、個別的な歌唱上の技法として意識されていたと考えられる。

このような江戸時代中期における「中音」の状況と先に見た現代声明の状況とを考え合わせれば、正徳頃の声明における「中音」注記が為されていない「㊦ウ」型の字音は、綴り字発音[au]、あるいは日常言語と同じ「o:」、またその二つが複合した「ou」で発音されるものが普通であり、「中音」注記が与えられているものみに「o:」が残っていたと推測できる。すなわち、十六世紀中頃までの「中音」は日常言語では失われた伝統的発音を折にふれ示したものであったが、以降日常言語に支えられないこの注記は、開合が合一したこともあり、江戸時代中期の十八世紀頃までに、どの「㊦ウ」型の字音にも適用されるべきものであるという意識が徐々に薄れ、特別な唱詠上の発声法に変質していったと考えられるのである。さらに明治に近づくにつれ、その特別な発声法も使用されなくなり、現代の状態に落ち着いたと見ることができる。

次に梵語音の注記について検討する。正徳版に見える梵語音に対して為された「中音」を、梵語音とともに前後部分も合わせて示すと次のようになる（被注漢字と梵語音該当部分に傍線を引く）。

- ①南無 namo ナノノ中音
- ②唵 om ウヲノ中音
- ③羅怛曇 raṇa ナノノ中音
- ④尾曩捨 viṇṣa ナノノ中音
- ⑤室羅耶答 ṣṛaṇe タトノ中音

③④⑤を見ると、梵語音の「中音」は原梵語音そのものというより、音訳漢字の字音を正確に表そうとするものと捉えることができる。③の「ナノノ中音」という注記については、梵語音 *na*、漢字音ナウであるが、曩の字音 [nau] が長音化した [no:] を指していると考えられる。同様に④は梵語音 [ai:]、漢字音 [ai:]、⑤は梵語音 [i:]、漢字音 [i:] であり、いずれも漢字音の方を注記によって描写している。

次に①は礼懺文に含まれる部分で、この曲は漢音で唱えられる。同じく漢音読曲の小祈願などの読み方を参考にとすると、この被注字部分は「ナウボ」と読まれる部分であると判断できる。なぜ「南」がナウと読まれるのかはつきりしないが、これは梵語音 *namo*、*namas*、*namah* の音訳が「南無」の他に「曩謨」「曩莫」など複数

あり、これらが「ナウボ」なので、「南無」も「ナウボ」と読まれると思われる（註二八）。だとすれば、①における「中音」も、梵語音の影響が背景に認められるものの、直接的には漢字音を指向した注記であると判断できる。最後に②に付される「ウヲの中音」については、他の「中音」と異なっており、分らない点が多い。この「ウヲの中音」という注記は、学習院大学本にも存在している（表3参照）。よって「ウヲの中音」という発音注記をする理由は、十六世紀中頃の音韻体系を前提として考える必要がある。

この注記の指示内容としてまず思い浮かぶのは、「[o:]」であろう。ただし、「中音」の使い方として「ウヲノ中音」が「[o:]」を示し得るのかという点に注意を払うべきである。なぜなら、これまで見てきた「A Bノ中音」の使い方は、調音位置としてAとBの間にあるような音声を指していたが、「ウヲノ中音」が仮に「[o:]」を示すものだとすると、AとBの間ではなく、むしろAの調音後にBを調音するという意味になるからである。

しかしながら『魚山叢芥集』以外に見られる同様の注記について見ると、宝暦八年（一七五八）の跋を持つ『四座講式』（国立国会図書館蔵）の刊本の書入に、「八」に対して注された「フハノ中音」という書入がある。現在の四座講式の唱詠にもハ行音を「[o:]」で発音する伝承音

は残っているので、これは「 e 」という発音を指示するものと推定できる。恐らく学習の際の備忘として、『魚山麈芥集』における『 e ア列音』『 e オ列音』ノ中音』という形式を利用し、日常言語では現れにくい音声を描写しようとしたのだろう。このような例が見られることから、「ウヲノ中音」も同様に「 e 」を指示していると考えたい。

一方で、室町時代末頃のオ音節の音価については、これまで様々なことが指摘されている。まず定説として、キリシタン資料のローマ字綴り e ・ e ・ e などを論拠として、室町時代末頃のオ音節は、基本的に「 e 」で実現していたという考え方があつた。また別に、朝鮮資料におけるハンゲル音写を論拠として、室町時代末頃のオ音節は、基本的に「 e 」あるいは合口性の強い「 e 」で実現していたという考えもある(注一九)。

どちらの場合の妥当性が高いか、「ウヲノ中音」一例のみからの推定なので臆測の域を出ないことを承知で判断をさせば、この場合、日常言語で普段から使用される発音を唱詠方法として改めて指示することは考えにくいので、後者の可能性を支持するものと一応は考えられる。この場合、「ウヲの中音」は普段よりも円唇性を強くして発音する、あるいは「 e 」を長めに発音することによって「 e 」という発音を指示していたという解釈ができる。

ただしこの「中音」はあくまで声明譜に見られる注記

なので、例えば散華他の「ン願」というような句の先頭部分を強調するような歌唱法の指示である可能性もある。また、柳田(一九九三)に見られるように、オ音節の音価は語頭・語中語尾で異なった形で実現するという考え方もあつた。この場合のオ音節の音価は、語頭及び語中語尾(前接母音が e の場合)では「 e 」、語中語尾(前接母音が e の場合)では「 e 」(本稿における「 e 」)のように実現すると推定される。このような状況を仮定した場合、「ウヲノ中音」は、たとえば現代においてガ行音に対して「 e 」は鼻濁音で発音しなさい」と指示すると同じように、語頭の「 e 」に対して普通は「 e 」で唱えられるところを、特別に「 e 」の発音で唱詠することを指示しているという解釈も可能である。しかしながら、いずれの解釈が妥当であるかを示し得る材料を持っていないので、現段階では判断を保留したい。

以上梵語音に対する「中音」注記を見てきた。これらの注記は基本的に室町時代の国会図書館本から昭和版まで、まったく異同がない。このことは、梵語音の伝承が漢字音の唱詠に比べてより固定的であることを示している。この事象は、梵語音が漢字音より日常言語から離れた存在であるが故に、日常言語からの影響を受けにくく、漢字音の場合に比して「 e 」が維持されやすかつたため、幾度かの再編においても削除されることがなかつたと解釈しておく。ただし漢字音における「中

音」が実唱上意味を失い、形骸化した時点においては、梵語音における「中音」も同様の道を辿ったと思われる。本節では「〇〇ノ中音」の指示内容を考察した。この注記の指示内容について出現時期を問わず一般化すると、「中」という概念を利用して、日常言語で使用されない音声表現したものと考えることができる。この注記は、十五世紀末から十六世紀初頭において、日常言語では失われた「ㄱ」を正確に伝承しようという意図で始められたが、少数ながら「[o]」や「[ɔa]」などの発音指示にも派生した。ただし江戸時代中期頃までには、徐々に特別な場合に適用される唱詠上の発声法に変質していった。さらに時代が降ると、その発声法の適用される部分が減少し、最終的には譜上のみ残って実唱上は忘れ去られていったと見られる。

四 声明譜以外の資料に見られる「中音」

さて、ここで取り上げた「〇〇ノ中音」という発音指示の由来はどこにあるのだろうか。前述の通り、発音指示としての「中音」は1例の例外を除いて『魚山叢芥集』にのみ見られ、恐らく長恵によって十五世紀末から十六世紀初めに使用され始めたと考えられる。ここでは声明譜以外の仏教関係書において使用される「中音」に言及しておきたい。

高松（一九九一）には京都大学文学部蔵「法華廿八品

読癖」における「中音」についての指摘が、山本（一九九五）には随心院蔵「妙法華経音義」における「中音」についての指摘がそれぞれある。両書はほぼ同内容であり、法華経読誦音の内容を記したもので、「中音」は連声する部分について付されているという。

この「中音」という用語は、伝承音にて決して珍しくらぬものである。寧ろ、「連声」の代名詞でこれがある事さえもある。これの意味する心は、即ち、その連声の際の具体的音価は、宜しく、非連声の音と連声の音との中間音たるべし、というにある。その典型を今引くに、それは例えば左の如くとなる。即ち、『法華廿八品字読癖』に曰く、

中音トハ仮令「因縁」。文字ハ「縁エン」ニテハ有
レドモ、「インエン」トアザヤカニ読メバ聞キ悪シ。
「縁」ヲバ「エン」ニモ非ズ、又、「ネン」ニモ非
ズ、只舌ニ任セテ「エン」ト読ムト心得テ読ムベシ。
是、中音也（高松（一九九一）、再録304頁）

山本（一九九五）によると、両書は共に乾元二年（一三〇三）の本奥書を有していると言う。また随心院本に見える後白河院と四人の僧名が、声明道の立場から法華経の読誦（音読）に関して記した「読経口伝明鏡集」にも見えることから、声明道との関連性を指摘することができるとしている。

これらの指摘に見える法華經読誦における「中音」が連声に関する用語として使用されているのに対し、『魚山薑芥集』における「中音」は開合に関する用語として使用されており、両者が使用される環境は全く異なる。ただし両者とも「中」という概念を利用して日常言語の発音には現れにくい音声を示しており、内容を一部共有していると見ることもできる。

しかしながら第一節で見た通り、声明の世界の「中音」には発音注記以外にも様々な指示内容を持つものがある。これは「中」という概念が広汎なものであるが故であろう。「中音」という用語自体は、ある「音」についての高さや口の構えなどを、自明とされる二つの基準の中間の性格を持つものとして明確化するのになんか利用されたものであったようだ。たとえば安然記『金剛界大法對受記』には、「其讚詠法。晨朝當以灑臘音韻。午時以中音。黄昏以破音。」というように「灑臘音」「破音」とともに「中音」という用語が持ち出され、さらに「今灑臘者與灌臘同。其音曲者大唐行之。即平緩音。次中音者非平非高非緩非急。次破音者是高急音。」の如く「灑臘音」と「破音」の中間の性格を持つものとして説明されている。

声明における「中音」の例は、様々な場面でそれぞれ指示内容を変えて用いられており、細かく見れば、何に對する「中」か、という点で、それぞれ異なる指示内容を持つものであった。このことから考えるに、これらの

「中音」が全て同一の系譜の上にある関連しながら発生したと見るよりは、実唱時あるいは伝授時の必要性によりそれぞれが無関係に発生したと考えた方が良いのではないか。「中音」を構成する「中」と「音」という語自体は、新しい術語の造語要素という面では特殊なものではなく、むしろありふれたものである。それ故に、唱詠法や発音の仕方を細かく指示する必要のある場合には時代・宗派を問わず様々な内容で使用されているのである。このような「中音」の特徴は「半音」とは全く異なるもので、「半音」注記には基本的には梵語の単独子音や漢字音の音節末子音を表現するという点で機能上の一貫性があり、中国における漢訳陀羅尼から日本悉曇学を経て真言声明へ、という経路を認めることができた（浅田（二〇〇二））。一方、本稿で観察してきた「中音」は「半音」とは対照的に、機能上の一貫性は「中」という要素に由来する最低限のものしかなく、現れ方も散発的で、使用場所や使用対象も多岐に亘っているのである。

このような「中音」注記の特徴を勘案すると、長恵は『魚山薑芥集』において、声明で既に使用されていた曲節名・音域名としての「中音」や、法華經読誦音の世界における「中音」を援用して発音注記の「○○ノ中音」という注記を使用したとするよりは、声明伝授の場において開音が当時失われつつあった「ㄷ」であることを強調する必要が生じたとき、独自に発明したと考える

方が穏当かと思われる。

まとめ

本稿では、『魚山薑芥集』に現れる「○○ノ中音」という注記形式を中心に、その使用範囲と指示内容について考察した。本稿で明らかにした点を確認すると、次の通りである。

・ 声明譜で用いられる「中音」には曲節指定、拍子指定、音域指定、発音指定の四種類がある。その使用は真言宗・天台宗に亘っており、使用される時代も多様である。

・ その中で、『魚山薑芥集』諸本で主に使用される「○○ノ中音」という発音注記形式は、十五世紀末から十六世紀初頭に長恵によって発明されたと考えられる。

・ 「○○ノ中音」は、開音について当時の日常言語で使用された「[o:]」でなく、伝統的な発音である「[ɔ:]」で発音することを指示するために発明された。ただし、少数ながら「[w]」や「[ɸa]」を指示していると思われる例も見出される。

・ 『魚山薑芥集』における「○○ノ中音」は、概ね次のIからIIIのような変遷を辿ったと考えられる。

I 発音注記・被注字だけでなく、すべての「㊦ウ」型

の字も同様に発音されるべきものとして意識されていた（十五世紀末から十六世紀中頃）

II 唱詠上の発声法を示す注記・注記された部分のみに適用されていた（江戸時代中期頃までに徐々に

I から II へ性格を変えていく）

III 実唱上には反映されない注記・徐々に実唱上姿を

消し、最終的には譜にのみ残る（明治時代以降）

・ 「○○ノ中音」という注記形式の発生に関しては、声明における他の「中音」や、法華経誦読音の「中音」を援用したというよりは、日常言語で使用されない声明唱詠上の音声「[ɔ:]」を表現するために独自に発生したものと考えた方が良いのではないか。

注

(一) これは笛孔名による階名の一で、多くは節博士に沿って配置され、他の階名「下」「ア」「五」「上」「夕」「六」とともに用いる。金沢文庫蔵の多くの声明譜に見られるほか、大原三千院蔵の『長音甲』にも見出される。

(二) 「アタル」は、ある音のはじめにそれと同音同長の音をつけ、その二つの音の間で一刹那声を断ち、両者を判然と区別して唱える技法（岩原（一九九七）による）。

(三) 「呂曲」「律曲」とともに旋法を規定する用語。また別に「曳累曲」「曳累操」とともに「中曲」「中曲操」という用語が用いられることがあり（例えば仁和寺蔵『法則集』（南北朝時代永和三年（一三七七）写本）、詳細は不詳ながら拍子に関する用語と思われる。ちなみにこ

の両語は『異本梁塵秘抄口伝集』『郢曲抄』に見える。

(四) 相応院流の法則集のうち、三段構成の讚の各段行頭に「初」「中」「下」と付される場合がある。例えば吉慶梵語讚など。

(五) ただしこの「中」は、本稿が調査を行った範囲では「中曲」として現れていたため、考察の対象から外した。

(六) 資料名を概ね時代順に並べて掲げる。「真」は真言宗系統の声明譜、「天」は天台宗系統の声明譜、以下これに準じる。

- 「天」は天台宗系統の声明譜、以下これに準じる。
- 随心院蔵『往生講式』(室町時代中期写、真)。東京大学国語研究室『涅槃講式付舍利講式』(室町時代写永正十二年(一五一五)写、真)。
- 上野学園日本音楽資料室蔵『弁財天講式』(室町時代天文十四年(一五四五)写、真)。筑波大学図書館蔵『四座講式』(室町時代写天正十六年(一五八八)写、真)。高山寺蔵『羅漢講式』(室町時代末期写、真)。随心院蔵『四座講式』(江戸時代寛永十七年(一六四〇)刊、真)。
- 『四座講式』(江戸時代貞享三年(一六八六)刊、真、新井(二〇〇八)所載影印による)。
- 『四座講式』(江戸時代刊元禄十二年(二六九九)刊、真、金田一春彦『四座講式の研究』所載影印による)。
- 京都大学蔵『薬師講師』(江戸時代正徳四年(一七一四)年写、真)。
- 興山寺蔵『十二面観音講式』(江戸時代写享保二年(一七一七)写、真)。
- 国立国会図書館蔵『四座講式』(江戸時代中期刊宝暦八年(一七五八)跋、真)。
- 国立国会図書館蔵『涅槃講式』(江戸時代中期刊、真)。
- 上野学園日本音楽資料室蔵『修正大導師作法』(江戸時代天保九年(一八三八)写、天)。
- (七) 天台宗典編纂所『續天台宗全書(法儀1) 聲明表白類聚』(春秋社、一九九六)より転載。
- (八) 『魚山私鈔』(江戸時代正徳元年(一七一二)刊、真、島根大学蔵

本による)。大原勝林院蔵『魚山六卷帖』(江戸時代文化十三年(一八一六)刊、天、『続天台宗全書 法儀1』による)。

『魚山六卷帖』(江戸時代後期刊、天、私蔵本による)。

『南山進流明治改正魚山叢芥集』(明治二十五年(一八九二)、真、島根大学蔵本による)。

『魚山私鈔』など、他にも様々な呼称があるが、以降本稿では一括して『魚山叢芥集』として扱う。

(一〇) 表1は本稿で調査した範囲に限ってまとめたものであるが、実際の使用範囲には若干のずれがある。例えば曲節名としての「中音」は現在も使用されている。

(一一) ただし、ア列音とオ列音が転倒しているもの、「中音」でなく「中」と略されているものは「〇」として処理してある。

(一二) 豊島(一九八四) 141頁注8によれば、同様に長恵永正本の転写と見られる天文本にも「中音」が見られると言う。

(一三) ア列音+ウをこのように表記する。オ列音+ウは「㊦ウ」型とする。なお唇内入声字も、ハ行転呼音を蒙って発音としては区別されないことから、「㊦ウ」型・「㊧ウ」型に含める。

(一四) ロドリゲス『日本大文典』において、「法」は意味によって字音を使い分けるとされているが、この場合は仏教関係のものなのでいづれにしても「ホフ」となる。

(一五) 再録『国語史論集』三五三頁。

(一六) ここで中世末の才段長音の音価について詳しく論じることが避けるが、豊島(一九八四)は、開音は音韻的には ɔ であり音声上「 ɔ 」で現れ、合音は no が「 no 」で現れるとした上で、「開音が合音との区別を保とうとするために、「 ɔ 」から「 ɔ 」へ開いて「逃げた」事は十分考えられ、 no という解釈は、「 ɔ 」による実現を否定

するものではない」とし、その証左として声明譜の「中音」注記を挙げる。しかしながら、声明譜という文脈を重視して考えれば、その保守性から日常言語とは別の伝統的な発音として解釈した方がよいように思われる。また、樋野(二〇〇二)は「橋本説の音価(筆者注・開音 [ɔ:]、合音 [o:]) からそのよう(筆者注・開音 [o:]、合音 [o:] と [ɛ]) の中間的な母音の長音、あるいは [o] から [ɛ] へとなめらかに変化する一種の変長音)に推移したのではなく、オ段長音の開合の区別が生じた時点において、すでにそうであった」と説き、開音が [ɔ:] を経ず [o:] に至ったと主張する。しかしながら、「〇〇ノ中音」が当時の通用音よりも古い発音を指示していると捉えられるとすれば、開音は [ɔ:] から [o:] に変化したと考えた方が、追野(一九七五)等の指摘するオ段・ウ段長音の交替現象が中世末に集中することをうまく説明できるように思う。なお、坂口(一九九四)は追野説を補強するものであり、筆者も基本的に同様に考える。すなわち開音は、[ɛ] が融合長音化して一旦は [ɔ:] となったが維持できず、中世末に [o:] になった。合音は「開音に押された合音がなお開音との距離を保とうとして、自らを狭い閉じた形におしあげた」(追野(一九七五))結果、「開音とウ段長音の間にあり、時にウ段長音に紛う長音」(坂口(一九九四))すなわち「[ɔ:] となったと推定される。長恵はこのような時代において、それよりも以前の開音 [ɔ:]、合音 [o:] の時代の発音を声明譜に反映させようとして「〇〇ノ中音」を使用したと考えられる。

(二七) たえば、玉島有雅『南山進流声明要集』に収録されている『魚山養茶集』収録諸曲を聞くと、㊶ウ型も㊷ウ型も同じく [o:] [no:] が (㊶ウ)型にはまれに [na:] も認められ、どちらの発

声を採用するかに規則性は見出されない。因みに㊷ウ型はほとんどが [o:] と割り、わずかに [ɔ:] も見られる。

(一八) ただし「養」は漢音では「ダウ」なので、漢音読みではない。梵語音の *raṅga* が尊重された結果與音形「ナウ」が残されたものか。

(一九) 濱田(一九五二)は「オの場合も、やはりキリシタン資料はすべてこれを *o* (*wo*) で写して居り、現代語の如く [o:] ではなくて、[o:] であったとする説が有力であるが、この『伊路波』は、『捷解新語』などと共にすべて *o* で写して居り、これはキリシタン資料の示す事実と逆うが如くに見える。もっとも朝鮮語の *o* で表わされる母音は、少くとも現代京畿方言では、日本語のオよりも合口性が強いと云われて居り、従って *o* で以て、キリシタンが *wo* で表わした日本語のオを写したものと一応は考えられるかも知れない。しかしながらその様に考えることは、むしろ逆(逆 *o*) で表わされた当時のオが、現代語の [o:] そのままではないかも知れないけれども、さりとてワと同じ子音を持つ [wo:] ほどには摩擦が強くなかった、と云う結論になるかも知れないのである。」(再録82頁)とする。

参考文献

浅田健太郎(一九九九)「声明資料における補助記号

「火」について―音楽譜における言語事象の現れの一例として」『鎌倉時代語研究 第二十二輯』武蔵

野書院、223-242頁

浅田健太郎(二〇〇二)「声明譜に見られる「半音」の

源流について」『広島大学大学院教育学研究科紀要 第二部文化教育開発関連領域』五〇、207-214頁

- 新井弘順(二〇〇八)「常楽会『四座講法則』と『四座講式』の研究」二松学舎大学21世紀COEプログラム中世日本漢文班『声明資料集 第三輯』、青木融光大僧正演唱、志田延義監修(一九七八)『四座講式』(LPレコード、日本コロムビア)の解説の再録
- 岩原諦信(一九九七)『増補校訂 声明の研究』東方出版
- 岩淵悦太郎(一九四四)「謡曲発音資料としての謳曲英華抄」『橋本進吉博士記念論文集 国語学論集』岩波書店、『国語史論集』(筑摩書房、一九七七) 347-362頁に再録
- 大塚光信(一九八二)「開合音—キリシタン版の表記をめぐって—」『文学』五十巻一号、1-11頁
- 奥村三雄(一九七二)「古代の音韻」中田祝夫編『講座国語史2 音韻史・文字史』(大修館書店) 63-171頁
- 蒲生郷昭(一九九二)「日本の音楽理論における「中」について」『芸能の科学』二〇号、『日本古典音楽探究』(二〇〇〇、出版芸術社) 108-144頁に再録
- 金田一春彦(一九六一)「音韻史資料としての真言声明」『国語学』四三号、1-24頁、『日本語音韻音調史の研究』(二〇〇一、吉川弘文館)、『金田一春彦著作集 第9巻』(二〇〇五、玉川大学出版会)に再録
- 坂口至(一九九四)「中世末期開合音の音価について」『筑紫語学研究』五号、48-59頁
- 迫野虔徳(一九七五)「オ・ウ段拗長音表記の動揺」『国語国文』五十巻三号、『文献方言史研究』(一九九八、清文堂出版) 157-171頁に再録。
- 高松政雄(一九九二)「連声—字音韻尾の日本化の過程に於ける—」『日本文芸研究』四三巻二号、『日本漢字音論考』(風間書店、一九九三) 292-310頁に再録。
- 豊島正之(一九八四)「開合」について『国語学』一三六巻、152-140頁
- 中川善教(一九六五)「魚山薑芥集成立攷」密教学密教史論文集編集委員会『高野山開創千五十年記念密教学密教史論文集』高野山大学、187-222頁、『仏教學論集』(山喜房仏書林、一九七六)に再録
- 橋本進吉(一九二八)『文禄元年天草版吉利支丹教義の研究』東洋文庫
- 濱田敦(一九五二)「弘治五年朝鮮板「伊路波」諺文対音攷」『国語国文』二二巻一〇号、『朝鮮資料による日本語研究』(岩波書店、一九七〇) 77-91頁に再録。
- 樋野幸男(二〇〇二)「《才段長音の開合》研究史抄」『東海学園 言語・文学・文化』六十号、46-39頁
- 柳田征司(一九九三)『室町時代語を通して見た日本語音韻史』武蔵野書院
- 山本秀人(一九九五)「妙法華経音義 一帖 解説」随心院聖教類綜合調査団『仁海僧正九百五十年御遠忌記念 随心院聖教類の研究』汲古書院、255-272頁
- 付記 声明譜の原本調査に際しては、各寺院、図書館、

研究室の関係各位に格別のご配慮を賜った。そ
のご厚情に対し、ここに記して感謝申し上げます。
なお本稿は、平成二十二年科学研究費補助金
（若手研究（B））による研究成果の一部である。
（本学准教授）